平成２９年（再ロ）第７号

沖縄県石垣市新栄町58番地　新栄町宿舎212号（前住所）沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目16番地　公務員首里第二住宅７―105

再生債務者　永吉　洋平

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年５月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年６月４日まで

平成30年５月７日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（再ロ）第１５号

京都市右京区山ノ内山ノ下町19番地11　ウエストパープル101

再生債務者　市成　賢治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成30年４月17日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成30年６月11日まで

平成30年５月９日

京都地方裁判所第５民事部再生係

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第９号

東京都八王子市東浅川町520番地ダイアパレス高尾Ⅱ415号

再生債務者　宮地　　晃

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年３月19日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月８日

東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（再ロ）第１３号

千葉県松戸市根本123番地の１　クレストパレス松戸508号

再生債務者　佐藤　昭代

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月１日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（再ロ）第６７号

大阪市中央区北浜東４番24―2902号

再生債務者　永見　信夫

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月23日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月７日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第１１号

沖縄県那覇市首里石嶺町３―139―１　ナカソネアパート202（住民票上の住所）沖縄県那覇市首里石嶺町３丁目139番地

再生債務者　宮良　潤也

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月25日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月７日

那覇地方裁判所民事第３部

平成２９年（再ロ）第１００５５号

東京都小平市美園町１―２―19―405

再生債務者　牧　沙登美

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月７日

東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第１号

兵庫県西脇市西脇931番地の１

再生債務者　上田　貫一

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月８日　　神戸地方裁判所社支部

平成２９年（再ロ）第５０号

大阪市住吉区浅香１丁目７番43―14号

再生債務者　Ｕ＆Ｉこと　北村　　樹

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月８日

大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（再ロ）第２２号

京都市西京区大原野西境谷町２丁目４番地４棟401号

再生債務者　丸谷　泰士

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年４月26日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月８日

京都地方裁判所第５民事部再生係

平成３０年（再ロ）第１号

長野県上水内郡飯綱町大字赤塩195番地６

再生債務者　野口　　均

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月１日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月２日

長野地方裁判所民事部再生係

平成２９年（再ロ）第７号

鹿児島県鹿児島市上福元町3841番地　クィーンハタナカ203号

再生債務者　八反田　良

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成30年５月７日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成30年５月８日

鹿児島地方裁判所民事第３部再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成30年５月17日　　埼玉県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

井上　怜央、青森県、青森県教育委員会

⑴　高等学校教諭一種免許状（工業）

⑵　高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

⑶　中学校教諭一種免許状（技術）

2　失効年月日　平成30年５月９日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成三十年六月二十七日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.mdenshi.jp/mib02/

（乙）http://www.mdenshi.jp/jna01/

平成三十年五月十七日

東京都港区芝浦四丁目六番八号

（甲）三菱電機インフォメーションネットワーク株式会社

代表取締役　堀口　　彰

東京都港区芝浦四丁目一六番三六号

（乙）ジャパンネット株式会社

代表取締役　角野　章之

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継し存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成三十年七月一日であり、甲は会社法第七九六条第二項に基づき株主総会の承認決議は経ず、乙の株主総会決議は平成三十年五月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十九年六月二十六日

掲載頁　一一八頁（号外第一三六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成三十九年七月二十五日

掲載頁　三十六頁（号外第一六〇号）

平成三十年五月十七日

東京都中野区中央一丁目三八番一号

（甲）住友林業緑化株式会社

代表取締役　神谷　　豊

愛知県海部郡飛島村木場二丁目五九番地

（乙）スミリン農産工業株式会社

代表取締役　小松　俊弘